

質 疑 回 答 書

1 番号 新潟市契約公告第52号

2 品名 消防艇

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>1. 第1章 第2条2.3 速力及び航続時間 「常備状態(主機関4/4出力)で22.0ノット以上、試運転状態(主機関最大出力)で25.0ノット以上」とあるが、これは通常航行時の速力であり、消防ポンプ駆動時に求められる速力ではないとの理解で宜しいか。</p>	<p>1. お見込みのとおり。</p>
<p>2. 第1章 第2条7.4 試験項目 「(9)消防装置関係試験」に於いて「才放水前中前進速力試験(全放水による。)」とあるが、ここでいう速力は上記「常備状態」や「試運転状態」で求められる速力とは異なるものであり、特定の速力指示はないとの理解で宜しいか。</p>	<p>2. お見込みのとおり。</p>
<p>3. 第2章 第14条 トリムタブ装置 本条にては「トリムタブ装置」と指定されているが、トリムタブと同等の機能を有するのであれば「インターセプター」と置換えて解釈しても宜しいか。</p>	<p>3. 航走時のトリムを最適とする機能を求めているので、同等の機能を有する装置であれば、代替可能です。詳細設計時に提案してください。</p>
<p>4. 第3章 第4条4.3主機関操縦・警報盤(埋込型) (3)にて、「推進軸回転計(WJ):数量2」との記述があるが、通常、WJのインペラ回転数は計器に表示しないものであり、また、仕様書要求に於いても「標準的な例」との但し書きが有る為、本機器は必ず組込まないといけないものではないと解釈して宜しいか。</p>	<p>4. 推進軸回転計は装備してください。</p>
<p>5. 定員が10名を超える場合、操舵室に脱出口が2経路必要になるのではないかと?</p>	<p>5. 本船は操舵室9名と隊員室8名の定員を予定しています。脱出経路について、小型船舶安全規則に関する細則第1編第8章「81.1(2)」では、「乗船者の定員が10人未満の居室」は1経路で差支えないとされているため、各部屋1か所の出入口が良いものと考えています。</p>

<p>6. WJ室にある泡原液タンクを機関室に移動させる事は可能か?</p> <p>7. 第4章 電気部 第3条3 蓄電池で2Vバッテリーが2群の仕様になっているが意図があるのか?また、他の仕様ではいけないのか?</p>	<p>6. 適正なトリムの確保と機関室諸機器の整備性を損なわないのであれば、移動は可能です。</p> <p>7. 冗長性を確保するために2群としています。構成については、仕様書記載のシールバッテリーDC24V×200Ahを確保できるのであれば、変更は可能です。詳細設計時に提案してください。</p>
--	---